実現しよう! 健康ファースト!!

東京都受動喫煙防止条例について



東京都福祉保健局

目的【第一条】

東京都、都民及び保護者の責務を明らかにするとともに、都民が自らの意思で受動喫煙を避ける ことができる環境の整備を促進することにより、受動喫煙による都民の健康への悪影響を未然に防 止することを目的とする

<参考:受動喫煙による健康影響>

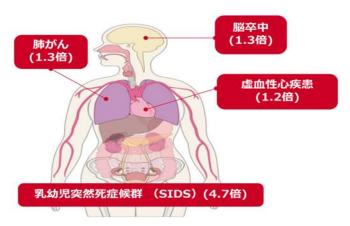
日本では、受動喫煙による年間死亡者数は推定約1万5千人

受動喫煙による年間死亡数推計値

男性:4.523人 肺がん 脳卒中 虚血性 心疾患



受動喫煙によってリスクが高まる病気



出典) 厚生労働科学研究費補助金「たばこ対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究」平成27年度報告書(厚生労働省) 「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」(国立がん研究センターがん情報サービス)

受動喫煙防止対策を推進し、「健康ファースト」を実現する

2 責務【第三条~第五条】

■ 東京都の責務【第三条】

- ・受動喫煙による都民の健康への悪影響を未然に防止するための環境の整備に関する総合的な 施策を策定し、実施すること
- ・ 喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について、意識の啓発や教育を通じた正しい知識の 普及により、都民の理解促進に努めること
- ・受動喫煙の防止に関するその他の必要な施策について、都民、区市町村、施設等の管理権原 者その他の関係者と連携し、協力して実施するよう努めること

■ 都民の責務【第四条】

- ・喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について理解を深めるとともに、<u>他人に受動喫煙を</u> させることのないよう努めること
- 東京都が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めること

■ 保護者の責務【第五条】

・いかなる場所においても、その監督保護に係る<u>二十歳未満の健康に受動喫煙による悪影響が</u>及ぶことを未然に防止するよう努めること

配慮義務等について

3 関係者の協力【第六条】

■ 東京都、区市町村、施設等の管理権原者その他の関係者は、受動喫煙が生じないよう、受動喫煙 を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力する よう努めなければならない

4 喫煙をする際の配慮義務等【第七条】

- 何人も、喫煙が禁止されていない場所において、喫煙をする際、受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない
- 施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない

定義について①

5 定義【第二条】

■ たばこ:たばこ事業法に定める製造たばこ又は製造たばこ代用品

■ 喫 煙:人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙(蒸気を含む)を発

生させること

■ **受動喫煙**:人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること

○ たばこについては、一般的な紙巻たばこのほか、葉巻、加熱式たばこなど喫煙に用いられるものを対象とします。 受動喫煙を防止することが目的であることから、煙を出さない「かみたばこ」及び「かぎたばこ」は対象外とします。

敷地内禁煙 (屋外喫煙場所設置<mark>不可</mark>)



幼稚園・保育所・ 小学校・中学校・ 高等学校 等

原則屋内禁煙

(禁煙又は喫煙専用室・指定たばこ専用喫煙室設置)



公衆喫煙所



■ 特定施設:第一種施設、第二種施設及び喫煙目的施設		
第一種施設	イ)学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設(ロに掲げるものを除く。)ロ)保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等ハ)国及び地方公共団体の行政機関の庁舎(行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。)	
第二種施設	第一種施設・喫煙目的施設以外の多数の者が利用する施設全て	
都指定特定飲食 提供施設 (附則第三条)	第二種施設のうち、従業員(労働基準法第九条に規定する労働者(賃金を支払われている者))を使用しない飲食店・喫茶店等をいう(※) ※同居親族等を除く	
喫煙目的施設	喫煙を主目的とする施設 例 a) 公衆喫煙所 b) たばこ販売店 c) たばこの対面販売をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等	

■ 特定屋外喫煙場所:施設の管理権原者によって区画された規則で定める受動喫煙防止のための 必要な措置が取られた屋外の場所(第一種施設のみ)

受動喫煙を防止するための措置について ①

受動喫煙を防止するために、多数の者が利用する施設等の以下の場所において、喫煙を禁止します。

- 6 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止【第八条】
- 学校、病院、児童福祉施設等、行政機関、旅客運送事業自動車・航空機*<第一種施設他>*
 - 敷地内禁煙(特定屋外喫煙場所設置可)
 - ただし、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等の施設は特定屋外喫煙場所設置不可 (努力義務)【第九条】
- 上記のほかの多数の者が利用する施設及び旅客運送事業船舶・鉄道*<第二種施設他>*
 - 原則屋内禁煙(喫煙専用室及び指定たばこ専用喫煙室で喫煙可)
 - ・原則屋内禁煙の施設であっても、**従業員がいない飲食店等**については、屋内の全部又は一部の場所を喫煙をすることができる場所として定めることができる*〈都指定特定飲食提供施設〉*
- ただし、一定の条件を満たした喫煙を主目的とする施設(いわゆるシガーバーやたばこの販売店等)については、別の類型を設け、喫煙禁止場所としない*<喫煙目的施設>*

施設等の管理権原者等は以下の責務が定められています。

7 施設等の管理権原者等の責務【第九条】

- 施設等の喫煙禁止場所に喫煙をするための器具や設備を設置してはならない
- 喫煙禁止場所において、喫煙をしている(又は喫煙しようとしている)者に対して、喫煙禁止場所からの退出や、喫煙の中止を求めるよう努めなければならない
- 受動喫煙を防止するための必要な措置をとるよう努めなければならない
- 飲食店等の管理権原者は、施設の出入口の見やすい箇所に標識を掲示しなければならない(詳細 についてはP.12参照)

受動喫煙を防止するための措置について ②

都条例の規制対象施設類型一覧

	施設の類型	都条例
第一種施設他	小学校、中学校、高等学校	敷地内禁煙
	保育所、幼稚園	(屋外に喫煙場所設置不可)
	大学	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置可)
	医療機関 	
	児童福祉施設 	
	一行政機関 	
	バス、タクシー、航空機	
第二種施設他	上記以外の多数の者が利用する 施設等 例)老人福祉施設、運動施設、 ホテル、事務所、船舶、鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室内でのみ喫煙可) -
	飲食店	グ業員を使用していない場合は、禁煙・喫煙を選択することができる。(二都指定特定飲食提供施設)

喫煙室の種類①

- 8 喫煙専用室【第十二条】
- 専ら喫煙をすることができる室
- 施設等の「一部」に設置することができる

設置できる場所

- ■第二種施設(都指定特定飲食提供施設含む)
- ■鉄道・船舶

吸うことができるたばこ

■製造たばこ又は製造たばこ代用品 (例)

紙巻きたばこ、葉巻、加熱式たばこ、水たばこ



喫煙専用室はたばこを吸うためだけの部屋であり、施設等の一部に設置可能で、施設等の全体を喫煙専用室とすることはできません。その室内では、たばこを吸いながら飲食等をすることはできません。

喫煙専用室を設置するためのルール

- ■施設等の出入口と喫煙専用室を設置する場所に標識を掲示する(廃止の際は標識を除去)
- ■技術的基準に適合していること(基準内容は、今後、国から示される基準に準ずる予定です。)
- ■二十歳未満の者は立入禁止

喫煙室の種類②

- 9 喫煙可能室【附則第三条】
- 都指定特定飲食提供施設において喫煙をすることができる室
- 施設の「全部」又は「一部」に設置することができる

設置できる場所

■都指定特定飲食提供施設 (従業員を使用していない飲食店)

吸うことができるたばこ

■製造たばこ又は製造たばこ代用品 (例)

紙巻きたばこ、葉巻、加熱式たばこ、水たばこ



従業員を使用していない飲食店において、施設全体を喫煙可能室とするか、施設の一部に喫煙可能室を設置することができ、その室内では、たばこを吸いながら飲食等をすることができます。

喫煙可能室を設置するためのルール

- ■施設の出入口と喫煙可能室を設置する場所に標識を掲示する(廃止の際は標識を除去)
- ■技術的基準に適合していること(基準内容は、今後、国から示される基準に準ずる予定です。)
- ■二十歳未満の者は立入禁止
- ■都指定特定飲食提供施設に該当することを証明する書類を備え、保存する
- ■広告又は宣伝をするときは、喫煙可能室設置施設であることを明らかにする

喫煙室の種類③

10 指定たばこ専用喫煙室【附則第四条】

- ※ 指定たばこ: 当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして知事が指定するもの
- 指定たばこのみ喫煙をすることができる室
- 施設等の「一部」に設置することができる

設置できる場所

- ■第二種施設(都指定特定飲食提供施設を含む)
- ■鉄道・船舶

吸うことができるたばこ

■知事が指定するたばこ

(例)

加熱式たばこ(予定)



指定たばこのみを吸うことができる部屋であり、施設等の一部に設置可能で、施設等の全体を指定たばこ専用喫煙室とすることはできません。その室内では、指定たばこを吸いながら飲食等をすることができます。

指定たばこ専用喫煙室を設置するためのルール

- ■施設等の出入口と指定たばこ専用喫煙室を設置する場所に標識を掲示する(廃止の際は標識を除去去)
- ■技術的基準に適合していること(基準内容は、今後、国から示される基準に準ずる予定です。)
- ■二十歳未満の者は立入禁止
- ■広告又は宣伝をするときは、指定たばこ専用喫煙室設置施設等であることを明らかにする

喫煙室の種類4

1 1 喫煙目的室【第十四条】

- 喫煙目的施設において喫煙をすることができる室
- 施設の「全部」又は「一部」に設置することができる

設置できる場所

■喫煙目的施設

吸うことができるたばこ

■製造たばこ又は製造たばこ代用品 (例)

紙巻きたばこ、葉巻、加熱式たばこ、水たばこ



喫煙目的施設(シガーバーなど)において、施設全体を喫煙目的室とするか、施設の一部に喫煙目的室を設置することができ、その室内では、たばこを吸いながら飲食等をすることができます。

喫煙目的室を設置するためのルール

- ■施設の出入口と喫煙目的室を設置する場所に標識を掲示する(廃止の際は標識を除去)
- ■技術的基準に適合していること(基準内容は、今後、国から示される基準に準ずる予定です。)
- ■二十歳未満の者は立入禁止
- ■帳簿を備え、保存する
- ■広告又は宣伝をするときは、喫煙目的室設置施設であることを明らかにする

標識の使用制限について

標識の使用については、制限が設けられています。【第九条、第十六条、附則第五条】

12 全ての人を対象するもの

- 何人も、喫煙専用室、喫煙可能室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙目的室(施設等の出入口を含む) 以外の場所に喫煙専用室標識等を掲示してはならない
- 何人も、喫煙専用室標識等に類似する標識を掲示してはならない
- 何人も、喫煙専用室等を撤去する場合を除いて、喫煙専用室標識等を除去し、又は汚損その他喫煙専用室標識等の識別を困難にする行為をしてはならない

13 施設等の管理権原者を対象とするもの

- 施設等において、<u>喫煙をすることができる場所</u>を定めようとするときは、当該場所(施設等の出入口を含む)に標識を掲示しなければならない【第十二条、第十四条、附則第三条、附則第四条】
- 飲食店等については、施設の出入口の見やすい箇所に、喫煙をすることができる場所がない旨を記載した標識を掲示しなければならない(=屋内全面禁煙であっても、標識の掲示が必要)

○ 標識の仕様等については、今後、国から示される基準に準ずる予定です。

行政処分等について①

受動喫煙を防止するために、知事は、次の行政処分等を行うことができます。

14 知事による行政処分等【第八条、第十条、第十一条、第十三条、第十五条、第十七条】

- 指導及び助言
 - 施設等の管理権原者等に対する受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言
- ■勧告
 - 受動喫煙防止のための義務を怠っている施設等の管理権原者等に対する勧告
- 公表
 - 勧告を受けた施設等の管理権原者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表
- 改善命令
 - 勧告を受けた施設等の管理権原者等がその勧告に従わなかったときは、当該管理権原者等に対して、その勧告に係る措置をとるべきことを命令
- 立入検査
 - 受動喫煙防止のために必要な限度において、施設等の管理権原者等に対し、当該施設等の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、当該施設等に立ち入り、当該施設等の状況、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる
- **喫煙者に対する措置について** 喫煙禁止場所において喫煙をしている者に対する当該場所における喫煙の中止又は当該場所から の退出を命令

行政処分等について②

以下の義務違反者に対しては、罰則(5万円以下の過料)を適用します。【第二十条、第二十一条、第二十二条、 附則第三条、附則第五条】

15 全ての人を対象とするもの

- 喫煙禁止場所において喫煙し、喫煙の中止又は当該場所からの退出の命令に従わない者
- 紛らわしい標識を掲示した、または、標識の汚損等を行った者

16 施設等の管理権原者等を対象とするもの

- 改善命令に従わない施設等の管理権原者その他管理者
- 標識の掲示(又は除去)の義務を怠っている施設等の管理権原者
- 必要な書類や帳簿等を備え付けていない、又は虚偽の記載等をしている管理権原者
- 立入検査の拒否、妨げや虚偽の答弁等を行った施設等の管理権原者その他管理者

17 指定たばこの適用除外(附則第六条)

■ 指定たばこについては、指定たばこによる受動喫煙が人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見が明らかになるまでは、行政処分や罰則は適用しない

適用関係・その他について

18 適用関係【第十八条】

■ 第一種施設(例:行政機関)の場所に第一種施設以外(例:飲食店)の施設がある場合には、その施設は第一種施設の場所として扱う

19 適用除外【第十九条】

■ <u>住居、旅館業の施設の客室、又はこれらに準ずる場所として規則で定める場所及び自家用車等の</u> 内部については、喫煙禁止場所としない

20 他の法令等との関係【附則第七条】

■ この条例よりも国の法令である改正健康増進法の措置が同等以上となる事項については、法令が 適用される

21 検討【附則第八条】

■ この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の規定の施行の状況について、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

施行時期について①

条例の施行については、段階的に実施していきます。

施行時期	施行内容		
公布の日から6ヶ月	○条例制定の目的【第一条】		
以内に規則で定める	〇都、都民、保護者の責務【第三条、第四条、第五条】		
₿	○関係者の協力【第六条】		
	〇喫煙をする際の配慮義務等【第七条】		
	〇「たばこ」「喫煙」「受動喫煙」の定義【第二条】		
	〇法が施行された場合は法を適用する規定【附則第七条】		
平成31年9月1日	〇特定施設(第一種施設)の定義【第二条】		
までに規則で定める	る ○特定屋外喫煙場所、喫煙関連研究場所の定義【第二条】		
⊟	〇学校等における特定屋外喫煙場所設置不可(努力義務)【第九条】		
	〇第一種施設における敷地内禁煙の規定(罰則含む)		
	「・喫煙禁止場所での喫煙禁止、喫煙者への退出命令【第八条】		
	• 施設管理者への指導、助言【第十条】		
	・ 施設管理者への勧告、命令等【第十一条】		
	・施設への立入検査【第十七条】		
	• 罰則【第二十条、第二十一条、第二十二条】		
	※ただし、指定たばこについては罰則は適用しない【附則第六条】		
	○住居や客室等の適用除外【第十九条】		
	〇飲食店における喫煙場所の有無が分かる標識の掲示義務(努力義務)【第九条】		
平成32年4月1日	〇その他全ての規定を全面施行		
	※ただし、指定たばこについては罰則は適用しない【附則第六条】		
	〇飲食店において、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、標識を掲示しなければならない【第十二条、第十 四条、附則第三条、附則第四条】(罰則適用あり)		
	公果、附則第二米、附則第四米」(副則週用のサイ ※店内が屋内全面禁煙であっても、禁煙標識の掲示が必要であるが、努力義務となる。(罰則適用なし)		

施行時期について②

22 施行時期【附則第一条】

■ 都や都民等の責務等については、公布の日から6ヶ月以内に、また、学校等での取組や店頭表示ステッカーの義務化等については、2019年ラグビーワールドカップの前までに段階的に施行し、2020年オリンピック・パラリンピック開催前には、罰則適用も含め、全面的に施行する。

条例の施行スケジュール

